

仙台市乗合自動車運賃条例の一部を改正する条例

仙台市乗合自動車運賃条例（平成二十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三十八円十銭」を「四十五円九十銭」に改める。

第四条中「百六十円」を「百九十円」に、「八十円」を「百円」に改める。

附則第二項、附則第三項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表定期旅客運賃通勤大人一月の項中「三割」を「二割五分」に改める。

附則

この条例は、市長が定める日から施行する。